

公共事業再評価に当たっての点検・評価基準

1 大項目の点検基準

(1) 大項目「(1)事業の進捗状況」

事業の進捗状況及び阻害要因の状況等により、3段階に区分する。

【大項目の区分】

区分	基準
A	事業の進捗が概ね順調で、計画どおり実施できるもの。又は、事業の進捗に遅れがあるが、阻害要因の解決が容易（解決済みを含む）であり、ほぼ計画どおり実施できるもの。
B	事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決に一定の期間を要するもの。
C	事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決も困難なもの。

(2) 大項目「(2)社会経済情勢の変化」

3つの中項目「必要性」、「適時性」、「地元の推進体制等」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】

区分	基準	組み合わせ
A	3つの中項目が全てa評価のもの。	a a a
B	3つの中項目にb評価が含まれるもの。 (bが3つは除く)	a a b、a b a、b a a a b b、b a b、b b a
C	3つの中項目が全てb評価のもの。 (bが3つ)	b b b

【中項目の区分】 必要性

区分	基準	具体的な基準
a	計画時よりも必要性が高まっている。又は、計画時と同様に必要性が高い。	「なぜ、この地区に、この事業を、この規模（内容）で実施しなければならないのか」をできる限り客観的な指標を用いて具体的に定量的に評価する。客観データのないものについても、根拠を具体的に記述した上で定性的に評価する。
b	必要性が低い。	

再々評価の場合は、「計画時」を「再評価時」に読み替える。（以下の項目同じ）

【中項目の区分】 適時性

区分	基準	具体的な基準
a	計画時よりも適時性が高まっている。又は、計画時と同様に適時性が高い。	・当該事業の効果発現に関連する関連事業がある。 ・ライフライン関連事業である。 等適時性が高い。
b	適時性が低い。	関連事業がなくなるなど状況が変化しており、適時性が低い。

【中項目の区分】 地元の推進体制等

区分	基準	具体的な基準
a	計画時よりも、事業を円滑に進めるための地元の体制が整っている。又は計画時と同様に整っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解度・合意形成の状況 ・受益者の同意状況（同意率）・地権者の同意状況 ・地域住民の姿勢（積極性） ・協力組織等地域の事業推進体制の状況と同組織の活動状況 ・地元との協議進捗状況 ・地域の要望 ・市町村の支援や体制の状況 ・計画の熟度 ・達成見込み（事業実施に対する障害の有無） など地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っている。
b	事業を円滑に進めるための地元の体制等が整っていない。	（上記のような）地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っていない。

(3) 大項目「(3)費用対効果分析の要因変化」

2つの中項目「費用対効果分析（B / C）」、「計画時との比較」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】※

区分	基準	組み合わせ
A	2つの中項目が全てa評価のもの。	a a
B	a及びb評価であるもの。 (aが1つ、bが1つ)	a b、b a
C	2つの中項目が全てb評価のもの。	b b

事業採択時に費用対効果分析を行っていない場合には、中項目「費用対効果分析（B / C）」のみで評価し、その場合、中項目区分「a」「b」は、それぞれ大項目区分「A」「B」とする。

【中項目の区分】 費用対効果分析（B / C）

区分	基準	具体的な基準
a	B / Cが採択基準を充たすもの。（採択基準にない場合は、B / Cが1以上であるもの。）	-
b	B / Cが採択基準を充たさないもの。（採択基準にない場合は、B / Cが1未満であるもの。）	-

【中項目の区分】 計画時との比較

区分	基準	具体的な基準
a	計画時に比較し、B / Cが上昇、又は同値であるもの。	-
b	計画時に比較し、B / Cが低下しているもの。	-

当項目は事業採択時に費用対効果分析を行っていない場合には、評価対象としない。

(4) 大項目「(4)コスト縮減・代替案の検討状況」

2つの中項目「コスト縮減の検討状況」、「代替案の検討状況」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】※

区分	基準	組み合わせ
A	2つの中項目が全てa評価のもの。	a a
B	a及びb評価であるもの。 (aが1つ、bが1つ)	a b、b a
C	2つの中項目が全てb評価のもの。	b b

未着工による再評価及び準備・計画段階にあり未着工のダム事業については、中項目「代替案の検討状況」のみで評価し、その場合、中項目区分「a」、「b」は、それぞれ大項目区分「A」、「B」とする。

【中項目の区分】 コスト縮減の検討状況

区分	基準	具体的な基準
a	コスト縮減が十分図られており、コスト縮減の余地がない。	-
b	一定のコスト縮減が図られているが、コスト縮減の余地がある。	-

当項目は未着工による再評価及び準備・計画段階にあり未着工のダム事業においては評価対象としない。

【中項目の区分】 代替案の検討状況

区分	基準	具体的な基準
a	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	-
b	手段には代替性があり、改善の余地がある。	-

(5) 大項目「(5)評価に当たり特に考慮すべき点」

2つの中項目「住民ニーズの把握状況」、「環境影響への配慮」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】

区分	基準	組み合わせ
A	2つの中項目が全てa評価のもの。	a a
B	a及びb評価であるもの。 (aが1つ、bが1つ)	a b、b a
C	2つの中項目が全てb評価のもの。	b b

【中項目の区分】 住民ニーズの把握状況

区分	基準	具体的な基準
a	住民ニーズが高い。	住民ニーズの把握に努めており、住民ニーズが高い。
b	住民ニーズが低い。	住民ニーズが低い。

【中項目の区分】 環境影響への配慮

区分	基準	具体的な基準
a	第三次青森県環境計画に対応した事業実施をしているもの。	「開発事業等における環境配慮指針」への対応状況が、「配慮している」としているもの。
b	第三次青森県環境計画に対応した事業実施をしていないもの。	「開発事業等における環境配慮指針」への対応状況が、「配慮していない」としているもの。

2 総合評価

5つの大項目「(1)事業の進捗状況」、「(2)社会経済情勢の変化」、「(3)費用対効果分析の要因変化」、「(4)コスト縮減・代替案の検討状況」、「(5)評価にあたり特に考慮すべき点」の点検結果及び「地域の立地特性」等を踏まえて総合的に判断するものとする。

【総合評価】

区分	基準
継続	5つの大項目の各評価が、いずれもAのみである場合、又はBが含まれる場合であっても事業を継続することが妥当と判断されるもの（計画変更の場合を除く）
計画変更	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行うことにより事業を継続することが妥当と判断されるもの。（事業ごとに計画変更の範囲を示す）
中止	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行っても事業を継続することが妥当と判断されないもの。
休止	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行っても事業を継続することが妥当かどうかの判断に相当期間の検討を要するもの。 （休止は、林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る）

「(3)費用対効果分析の要因変化」が算定されない事業にあつては、表中の「5つ」を「4つ」に読み替える。